

金額100,000円

以上は(200円)

印紙添付

令和 年 月 日

請 書

公益財団法人徳島市体育振興公社 理事長 様

納入者 住所

氏名

代表者印

納入修繕等については、次の事項を確守することを誓約します。

- 品名等、品質形状、数量、金額、納入期限、納入場所は、公社の指定のとおりとする。
- 物品等の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書、図面、見本又は公社の指定のとおりで公社の指定する場所において行う検査に合格するものに限る。
- 検査のために物品等をき損又は消耗したときの損失は、すべて納入者の負担とする。
- 仕様書、図面に疑義があるときは、公社の指示による。
- 納入者が物品等を持ち込む際は、納品書でその旨公社に届出をして検査を受ける。
- 物品等の所有権は、検査に合格し、数量の調査を終えた後、公社に移転する。
- 所有権移転後においても当該物品等の隠れた瑕疵については、納入者は公社の指示に従い物品等の取替又は損害の賠償をする。
- 物品等の代金の支払期限は、公社の指定する支払請求書提出後30日以内とする。
- 物品等の代金の支払場所は、公社事務局とする。
- 前各号のほか定めのない事項については、徳島市の規則に定めるところによる。